（第二種）　昭和十一年六月二十八日　臺灣日日新報（夕刊）　六月二十七日　（昭和一一年六月九日第三種郵便物認可）

獨逸、支那間に 對支借款成立か暴露

一億圓による重要品借款 基本協定は調印濟み

【上海二十六日發同盟】二億圓の巨額に達するドイツの對支重需品借款密約成立が暴露し各方面を衝動してゐる、即ち右基本協定は五月中旬ベルリンに於て調印を了し細目協定は目下南京で交涉中である

南京で蔣介石氏と 細目協定の打合はせ

對支借款密約の要綱

【上海二十六日發同盟】今回のドイツの對支借款に關する密約は國防軍の充實、ゼークト將軍、ファルケンハウゼン氏の顧問招聘、ドイツ兵器の對支輸出、ドイツ軍事顧問團の招聘、ドイツ軍需品の對支輸出、ドイツ兵器製造工場の對支設立

不逞の宋哲元軍
我駐北軍を侮辱
將校を留置し、兵營雇員を毆打
日支兩軍尖銳化す

【北平二十五日發同盟】二十六日午前十時豐臺の日本軍兵營内へ「同地駐屯の宋哲元軍第二十九師第三十七團第二營の兵營雇員が兵に撃つて斃入せんとするので殴打した」事件の解決交渉中の兵營雇員が兵に撃つて斃入せんとするので殴打した

紙衣祖師（143）

吉川英治作
山村耕花畫

越路篇

姐（二）

「口惜しすか。そうさ解剖部行きのいろくと法医学者の厄介やかっ。既婚のことはほりと思うか、ほう犬ぬ。無罪。北條二山への作法（今月號）山村其の選び方、西國（後）・特輯・麓のグラフ・「豆山案内」北アルプスを覗く・印中豊・山下路の知識・吉村信吉・北アルプス縦走記・岡久雄・他・讀者投書・編集後記等を收む。定價五十錢・東京市麹町區有樂町二ノ一九大日本雄辯會講談社。

▲旅（七月號）旅の話・（一日紹介）・旅行と食のいろく・（一）谷水邑・北海道に見る果實・國境・田邊二山への作法（今月號）山村其の選び方、西國（後）・特輯・麓のグラフ・「豆山案内」北アルプスを覗く・印中豊・山下路の知識・吉村信吉・北アルプス縦走記・岡久雄・他・讀者投書・編集後記等を收む。定價五十錢・東京市麹町區有樂町二ノ一九大日本雄辯會講談社。

▲富士（七月號）名士と名所を語る・（一）谷水邑・富士山麓大宮町の・印刷を始めとして・新選帳小説・鷹狩・吉川英治・前切小説・加賀美幸雄・小説・山田風太郎・小説・山田風太郎・小説・山田風太郎

義務國定教科書值

新定價平均降一割五分

國民負擔一年減百二十萬

東京二十六日電。現在全國小學校。官等小學校。所用文部省編纂國定教科書。合兒童教師所用。二十六種類。發行年八千五百萬部。總額約八百萬圓。文部當局。曩設研究會之研究。茲已決定其體案。明年四月以降之分。所當新定價之標準。決定以本月末日報發表。新定價平均降一割五分。完成國民負擔減輕。年約百二十萬圓云。

情報委員會

一日初開

東京二十七日電。情報委員會。七月一日。公布官制。同時任命委員。一日廳任命云。

德國對華借款成立

軍需原料輸一億圓

去五月中在伯林簽印

上海二十六日電。德國對華借款。成立之報。一經發表。各方面為之振奮。即此基本協定。去五月中旬。在伯林簽印已定。細目協定。目下正商洽中。聞該款用途。以供給中國政府軍需原料。及機械類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。中國向原料品。及機械類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。中國向原料品。及食品類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。中國向原料品。及機械類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。

岡田協定

南京阿議

在德華代表、

上海二十六日發同盟。此間德國對華借款契約。國防省軍需部長萊奧亞氏。及哈普納商會代表屈拉因氏。及海軍介石氏代表。及茲駐德大使程天放氏。去五月中旬。在伯林簽印。名稱造出（二億。合航中之前記改正。關係者所重視。其實現之能否云。

內臺間航路實施急行

以新造船三隻當之

吉野瑞穗丸將見罷航

內臺航路之老舊船吉野丸。千來年三月。合格到屋航。自四月起。文代須再研究。而決定其體案。即此趣。急速實施之新造船（現新瑞穗丸）二隻。合航中之前千噸丸。新船計二隻。其實現之能否云。

恒春新竹間

鳩競翔會

新竹市鳩友鳩信兩會。去二十六日。舉行恒春竹間競翔會。忌日距六時。五日。與務介石氏會見。議定軍需品借款基本契約細目云。

協約內容

一切不知

駐華德領事談

上海二十六日電。駐德領事。密約之報。訪德國總副事。訪商務官。兩氏有語如左。余等只知基本協定成立之事實。不知內容一切。然此係與中國原料品之供給中國政府。與中國以同額鎢石。一部山德國鑛業借款。其他平均攤還十六年間。償還辦法。中國向原料品。及機械類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。中國向原料品。及機械類為主。其他平均攤還十六年間。償還辦法。

一部既送

川越新大使

國書捧皇式

來三日大禮堂

南京二十六日發同盟。駐德國大使川越茂氏。國書捧呈式日程。初經須歷兩週間。奧國府外交部。相商。決定七月三日午前十時。在國府大禮堂舉行。其後措置。由德國政府。與中國政府。分別進行。

水客業者不振打開

開臨時總會

擬求當路積極的援助

前報基隆商組合臨時總會。出席。我組合員。總代。及二十六日午後三時。我組合員。總代。及二十六日午後三時。組合長。開會。（略）（略）（略）

東京日日新聞
昭和二十二年二月一日　第一種郵便物認可　昭和二十二年二月一日　印刷納本
昭和二十二年二月二日　日曜日　定価金拾貳圓
東京日日新聞社　東京都千代田区有楽町一ノ一　電話丸ノ内（二）一二一一番
大阪毎日新聞社　大阪市北区堂島北町一番地　電話北（三）一二一一番
東京日日新聞社　名古屋市中区南外堀町二ノ一　電話本局（八）一二一一番
東京日日新聞社　福岡市上呉服町一番地　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　札幌市南二条西三丁目　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　仙台市国分町三ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　広島市鉄砲町一ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　金沢市尾山町一ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　高松市亀井町一ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　熊本市新町一ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　京城府黄金町一ノ一　電話（二）一二一一番
東京日日新聞社　大連市大広場町一ノ一　電話（二）一二一一番
本紙定価　一部金五拾錢　一ヶ月金貳圓八拾錢　三ヶ月金五圓四拾錢　六ヶ月金拾圓　一ヶ年金貳拾圓
郵便料金　一ヶ月金拾錢　三ヶ月金三拾錢　六ヶ月金六拾錢　一ヶ年金壹圓貳拾錢
広告料金　一行（五號活字）一日金貳圓　一ヶ月金五拾圓　一ヶ年金六百圓
広告申込所　東京日日新聞社　大阪毎日新聞社　名古屋日日新聞社　福岡日日新聞社　札幌日日新聞社　仙台日日新聞社　広島日日新聞社　金沢日日新聞社　高松日日新聞社　熊本日日新聞社　京城日報社　大連日日新聞社
電話　東京丸ノ内（二）一二一一番　大阪北（三）一二一一番　名古屋本局（八）一二一一番　福岡（二）一二一一番　札幌（二）一二一一番　仙台（二）一二一一番　広島（二）一二一一番　金沢（二）一二一一番　高松（二）一二一一番　熊本（二）一二一一番　京城（二）一二一一番　大連（二）一二一一番
振替口座　東京一六九三番　大阪一二三〇四番　名古屋一六〇〇番　福岡一〇〇番　札幌一〇〇番　仙台一〇〇番　広島一〇〇番　金沢一〇〇番　高松一〇〇番　熊本一〇〇番　京城一〇〇番　大連一〇〇番

御進講當時の杉浦重剛先生

子爵 小笠原長生閣下講演抄錄

▲大正三年御學問所改組となり、倫理の御進講申上げる所の新補者として擧げられたが、杉浦先生でありました。

▲其の時の倫理御進講者の人選といふものは極めて愼重なものでありまして私等は其のお名前すら全く知らなかつたのであります。唯に其の外の人々に於ても同樣で、杉浦先生が一番適任者であるといふことになつたのであります。それは何故かといふに、先生が御進講をなさるに當つては、其の御講義の筆記を作つて之を天覽に供へるといふことになつて居りまして、其の筆記者が誰々に定まつたかといふことを私が聞きましたから、杉浦先生が一番適任者であるといふことになつたのであります。

▲其の時の倫理御進講者の人選といふものは極めて愼重なものでありまして私等は其のお名前すら全く知らなかつたのであります。唯に其の外の人々に於ても同樣で、杉浦先生が一番適任者であるといふことになつたのであります。それは何故かといふに、先生が御進講をなさるに當つては、其の御講義の筆記を作つて之を天覽に供へるといふことになつて居りまして、其の筆記者が誰々に定まつたかといふことを私が聞きましたから

明年度陸軍豫算
總額は八億圓か
來月改めて豫算省議

愛國切手と航空事業費
各廳の分は臺灣に振向けよ

民政黨で決定の緊急外交對策
きのふ政調會を開き

不穩文書臨時取締法の全貌
愈よ七月一日から施行！

聯盟規約の改正
次の總會で檢討
伊エ紛爭はあつさり片付け

獨の武器供給は
支那の安定を阻害
我大使館當局の見解

抗日軍備に供し
挑戰態度を助長
軍部、獨の猛省を要望、

獨逸を引入れて
歐洲聯合復活か
佛、英間で重要協議

廣西軍一箇師
貴州に進入
有力な匪賊を懷柔

便衣隊頻に出沒
邢陽零陵間で前哨戰

ダンチッヒ自由市
愈よ獨立宣言か
獨艦の入港を機に

軍需工業國營案
佛國務會議で決定

桑港要塞の防備強化
米國陸軍省附シ少將語る

富田議長が閣僚を招待

ル大統領再指名さる

米陸軍航空隊擴張案裁可

警察部長會議終了

社會招聘

經濟戰に對抗して
滿商擁護の切札【下】

輸入七、輸出三の片貿易の現狀
戰冠式後の壓迫懸念さる

國際經濟からの孤立及び金塊の（大）如何にするかといふことで（ママ）ある。これを見るに、わが國の（ママ）輸入は年に於つて多くの相場はあるが、大凡一億八五四〇萬圓で（ママ）その額は七千五百萬圓であつて（ママ）ある。これに對して輸出は同じ年に於て一億二千二百萬圓であつて（ママ）ある。

◆英國毛織物業

◆ニュージランド毛織工業

◆四國に於ける製糖業

◆滿洲に於ける煙草の（位置）

邦品のみを目標の
國民政府の新辨法

對支貿易に大障害を及ぼすと
我當業者は恐慌

みを目標とせる事明かで、その實際に於ては殆んど無關係に終るものと見られ我當業者は恐慌を來すに至るであらう。

【上海二十六日發本社特電】國民政府の財政部が發表した關稅增收の新辨法は、二十五日から實施されたが、その内容は、一、現行の關稅率は從價稅と從量稅とを併用してゐるが、これを從價稅に統一すること、二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、四十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、四十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、四十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、四十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、四十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、四十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、四十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、四十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、四十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、四十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、五十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、五十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、五十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、五十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、五十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、五十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、五十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、五十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、五十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、五十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、六十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、六十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、六十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、六十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、六十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、六十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、六十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、六十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、六十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、六十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、七十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、七十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、七十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、七十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、七十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、七十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、七十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、七十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、七十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、七十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、八十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、八十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、八十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、八十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、八十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、八十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、八十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、八十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、八十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、八十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、九十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、九十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、九十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、九十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、九十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、九十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、九十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、九十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、九十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、九十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百二十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百二十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百二十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百二十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百二十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百二十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百二十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百二十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百二十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百二十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百三十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百三十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百三十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百三十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百三十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百三十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百三十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百三十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百三十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百三十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百四十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百四十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百四十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百四十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百四十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百四十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百四十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百四十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百四十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百四十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百五十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百五十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百五十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百五十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百五十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百五十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百五十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百五十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百五十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百五十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百六十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百六十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百六十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百六十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百六十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百六十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百六十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百六十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百六十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百六十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百七十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百七十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百七十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百七十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百七十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百七十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百七十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百七十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百七十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百七十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百八十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百八十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百八十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百八十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百八十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百八十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百八十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百八十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百八十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百八十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百九十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百九十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百九十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百九十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百九十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百九十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百九十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、百九十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、百九十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、百九十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百二十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百二十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百二十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百二十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百二十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百二十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百二十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百二十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百二十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百二十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百三十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百三十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百三十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百三十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百三十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百三十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百三十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百三十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百三十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百三十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百四十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百四十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百四十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百四十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百四十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百四十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百四十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百四十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百四十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百四十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百五十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百五十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百五十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百五十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百五十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百五十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百五十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百五十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百五十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百五十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百六十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百六十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百六十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百六十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百六十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百六十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百六十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百六十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百六十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百六十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百七十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百七十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百七十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百七十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百七十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百七十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百七十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百七十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百七十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百七十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百八十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百八十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百八十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百八十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百八十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百八十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百八十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百八十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百八十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百八十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百九十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百九十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百九十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百九十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百九十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百九十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百九十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、二百九十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、二百九十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、二百九十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百二十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百二十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百二十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百二十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百二十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百二十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百二十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百二十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百二十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百二十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百三十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百三十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百三十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百三十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百三十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百三十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百三十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百三十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百三十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百三十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百四十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百四十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百四十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百四十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百四十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百四十五、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百四十六、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百四十七、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百四十八、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百四十九、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百五十、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百五十一、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百五十二、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百五十三、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百五十四、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百五十五、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百五十六、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百五十七、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百五十八、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百五十九、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百六十、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百六十一、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百六十二、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百六十三、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百六十四、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百六十五、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百六十六、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百六十七、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百六十八、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百六十九、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百七十、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百七十一、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百七十二、從量稅の稅率は、從來の平均一關兩を平均一關兩二錢に引上げること、三百七十三、從價稅の課稅標準は、從來の海關估價を廢止して、新たに海關が指定する銀行の時價とすること、三百七十四、從價稅の稅率は、從來の平均五分を平均八分五厘に引上げること、三百七十五、從量稅の稅